

【改正内容のイメージ】

平成27年12月31日以前					
区 分		配当金・収益分配金・利子		譲渡損益	
		所得区分	課税方式	所得区分	課税方式
上場株式		配当所得	申告分離課税 (20%) (※1)	株式等に係る 譲渡所得等	申告分離課税 (20%) (※1)
公募株式投信					
非上場株式		配当所得	総合課税		
私募株式投信					
公社債		利子所得	源泉分離課税 (20%) (※1)	非課税所得	—
公社債投信					
損益通算 可能範囲					

平成28年1月1日以後						
区 分		配当金・収益分配金・利子		譲渡損益		
		所得区分	課税方式	所得区分	課税方式	
上場株式等	上場株式	配当所得	申告不要 (※4) or 申告分離課税 (20%) (※1)	上場株式等に係る 譲渡所得等	申告分離課税 (20%) (※1)	
	公募株式投信					
	特定公社債 (※2)	利子所得				
	公募公社債投信					
一般株式等	非上場株式	配当所得	総合課税	一般株式等に係る 譲渡所得等	申告分離課税 (20%) (※1)	
	一般公社債 (※3)	利子所得	源泉分離課税 (20%) (※1)			
	私募公社債投信					
損益通算 可能範囲						

(※1) : 所得税15%＋住民税5%。この他に復興所得税が課されるため、実質的な税負担は20.315%となる。

(※2) : 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前発行の公社債（同族会社発行社債を除く）等の一定の公社債をいう。

(※3) : 「一般公社債」とは、特定公社債以外の公社債をいう。

(※4) : 源泉徴収が行われているものについては、申告不要を選択することができる。

(※5) : 平成28年1月1日以後に譲渡した上場株式等に係る譲渡損益と一般株式等に係る譲渡損益は、原則として損益通算できないこととされた。